令和８年度兵庫県庁キャリア実習プログラム実施要領

（趣旨）

第１条　本要領は、令和８年度における兵庫県が実施する学生実習受入制度（以下「キャリア実習プログラム」という。）に関し、実施方法、資格要件、遵守事項、その他必要事項を定めるものである。

（目的）

第２条　キャリア実習プログラムは、学生に本県行政に対する理解を深めてもらうとともに、主体的な職業選択や高い職業意識の育成を図ることを目的とする。

（対象者）

第３条　キャリア実習プログラムの対象者は、大学、大学院、短期大学、高等専門学校等の学生とする。なお、令和８年度、令和９年度に卒業を予定している者を優先的に受け入れるよう配慮することがある。

（受入機関）

第４条　キャリア実習プログラムの受入機関は、原則として兵庫県（本庁及び地方機関）及び兵庫県教育委員会の各課室等（以下「各課室等」という。）とする。

（実施時期及び期間）

第５条　キャリア実習プログラムの実施時期及び期間は、原則として、学生の夏期休業中の５日とする。

（実習形態）

第６条　キャリア実習プログラムは、実地やオンラインにより実施する。ただし、原則として、実施期間の半分を超える日数を実地で行うこととする。

（実習時間）

第７条　実習時間は、原則として月曜日から金曜日までの9時00分から17時30分までとし、うち12時00分から13時00分までを休憩時間とする。なお、実習の都合上必要が認められた場合は、あらかじめ実習生の同意を得て、実習時間を変更することができるものとする。

（募集）

第８条　兵庫県は、兵庫県ホームページに令和８年度兵庫県庁キャリア実習プログラム実施概要を掲載する。

（応募方法及び応募締切）

第９条　実習を希望する学生は、兵庫県が設置するインターネット上の応募フォームから、氏名、学校名、学年、配属希望部局名、志望動機等の必要事項を記入し、応募締め切りまでに申し込みを行う。

（実習生の受入可否決定）

第10条 実習生の選考及び受入可否決定の通知については、次のとおりとする。

(1) 兵庫県は、申し込みのあった学生の中から、申し込み内容に基づき、受入の可否及び受け入れる場合は実習を行う所属を決定する。なお、決定後、実習生の辞退等により受入枠に欠員が生じた場合は、受入れの調整を行う場合がある。

(2) 兵庫県は、令和８年度兵庫県キャリア実習プログラム実施概要のウェブサイトに記載する通知予定時期以降に所属校及び実習生本人宛て受入可否決定を連絡する。

（実習計画）

第11条 各課室等は実習計画を策定し、総務部教育課へ提出する。なお、この実習計画は、実習開始前日までに実習生に送付する。

（実習に係る費用負担）

第12条 兵庫県は、実習生に対し、賃金・報酬、実習に係る経費（居住地からの実習場所までの交通費、実習期間中の交通費、滞在費、食事代、保険料、通信費等）は支給しない。

（実習中の事故等に伴う災害補償）

第13条 実習中の事故等に対する補償については、次のとおりとする。

(1) 実習生は「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」等の傷害保険及び「学研災付帯賠償責任保険」等の賠償責任保険（以下「学生保険等」という。）の両方に加入するものとする。

(2) 実習中の事故等により実習生が傷害を負った場合は、実習生の加入する学生保険等により補償する。また、実習生が兵庫県又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理するとともに、必要な補償は実習生が加入する学生保険等により補償する。

（実習中の服務）

第14条 実習中の服務は、次のとおりとする。

(1) 実習期間中、実習生は、兵庫県職員が遵守すべき法令等を遵守するとともに、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為及びこれらに類する行為をしてはならない。

(2) 実習生は、実習中に知ることのできた情報（公開されているものを除く。）を部外者（所属校を含む。）に漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。

(3) 実習生は、上記（1）及び（2）に該当する事柄について、外部掲示板等（民間企業が提供するSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を含む。）への情報の書き込みなどをしてはならない。

(4) 実習生は、実習に関して兵庫県の指示に従うとともに実習時間中は実習に専念する。
(5) 実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、各課室等の指導担当者又はその他の関係職員に、あらかじめその旨を連絡しなければならない。なお、正当な事由による場合であっても、２日以上欠席した場合は、兵庫県は実習を打ち切ることができる。

（誓約書）
第15条 実習生は、本要領の規定を遵守することを誓約するため 別に定める誓約書を実習の前までに兵庫県に提出しなければならない。

（実習の打切り）
第16条 兵庫県は、第14条の(5)に該当する場合のほか、実習生が本要領に従わない場合、実習を継続することにより業務に支障が生じ、又はその恐れがある場合等、実習を継続し難い事由が生じた場合は実習を打ち切ることができる。
２　兵庫県は、実習を打ち切った場合は速やかに実習生及び所属校にその旨を通知する。

（実習の辞退）
第17条 実習生は、やむを得ない事由により実習を途中辞退することとなった場合、速やかに兵庫県に辞退の連絡をするものとする。

（実習日報及び体験実習レポート）
第18条　実習生は、実習期間中の毎日、日報を作成し、実習時間内に各課室等の指導担当者に提出する。また、最終日には、体験実習レポートを作成、提出するものとする。

（評価のフィードバック）
第19条 兵庫県は、各課室等における指導担当者が記載した学生評価票を所属校宛て送付する。

（担当部署）
第20条 本実習は、総務部教育課が、総務部職員局人事課や各課室等と連携し、実施するものとする。

（その他）
第21条 本実習におけるその他の事項については、次のとおりとする。
(1) 兵庫県がキャリア実習プログラムを通じて取得した学生情報は、実習終了後においても、県政に関する情報提供、広報活動のほか、兵庫県の採用活動に関する情報提供、広報活動に使用することも可能とする。
(2) この要領に定めるもののほか、キャリア実習プログラムに関し必要な事項は、別途定めることとする。